



## Multimedia Fusion 2 Developer ランタイム配布許諾契約書

Multimedia Fusion 2 Developer を使用してユーザーが作成したアプリケーションを配布するには、Multimedia Fusion 2 Developer ランタイム配布許諾契約書への同意が必要です。

Multimedia Fusion 2 Developer ランタイム配布許諾契約書は、ユーザーに Multimedia Fusion 2 Developer を使用して作成したアプリケーションの公開、配布を許諾する法的な契約書です。ランタイムの使用に関し、料金は一切かかりません。本プログラムの開発者への料金支払いの必要もありません。注意: 本契約書の内容は予告なく変更される可能性があります。最新の契約書内容は、[www.clickteam.com](http://www.clickteam.com) または [www.clickteam.jp](http://www.clickteam.jp) でご確認ください。

### Runtime player を配布するために、アプリケーションが満たさねばならない基準はありますか？

ありません。Clickteam はユーザーが開発した製品の配布について制限することはありません。

### 作成したアプリケーションを Clickteam に送付して承認を受ける必要がありますか？

いいえ、その必要はありません。Multimedia Fusion 2 Developer でアプリケーションをビルドしたら、すぐに配布を開始してかまいません。

### その他

作成したアプリケーションで QuickTime ムービー、ODBC (Open Database Connectivity) データベース、DirectX ドライバなどを使用する場合、必要なドライバなどをアプリケーションと一緒に配布する必要があるかもしれません。この場合は、事前にそれぞれの権利所有者の配布許諾を受ける必要があります。

### 著作権所有者

QuickTime: Apple Computer, Inc.

Open Database Connectivity (ODBC): Microsoft Corporation

DirectX: Microsoft Corporation

## Multimedia Fusion 2 Developer ランタイム配布許諾契約書

ライセンシーは Multimedia Fusion 2 Developer の製品版を購入、所有しているものとします。

### 当事者

(1) ライセンサー (ライセンス許諾者): 69 rue Ampère, 75017 PARIS, FRANCE に主たる事業所を置く Clickteam (およびその子会社、代理人、相続人、譲渡人を含む)。

(2) ライセンシー (ライセンス被許諾者): 本契約を履行する当事者。

### 備考

A. 本契約はライセンサーによりライセンシーに発行されているソフトウェア使用許諾契約書を補完、修正する。

B. ライセンシーはライセンシーが商用利用を希望するアプリケーションを開発している。

C. ライセンサーは本契約書に定める条件に従い、ライセンシーにアプリケーションの利用を許諾する意思がある。

## 条項

### 1. 定義

1.1 「ランタイム」とは、ソフトウェアがインストールされていないコンピュータ上でアプリケーションを実行するために必要なソフトウェアの一部を指します。

1.2 「アプリケーション」とは Multimedia Fusion 2 Developer を使用して作成されたソフトウェアすべてを指します。

### 2. 許諾

2.1 ライセンサーは、本契約書の条件に従い、ランタイムのオブジェクトコードコピーをアプリケーション内に組み込み、アプリケーションをコピー、配布、表示、実行するための非独占的、譲渡不可で恒久的、ワールドワイドでロイヤリティフリーのライセンスをライセンシーに許諾します。

2.2 ライセンシーはアプリケーションの一部である場合を除き、ランタイム (またはその一部) を複製、配布、表示、実行してはなりません。

### 3. ライセンシーの誓約と補償

3.1 ライセンシーは作成したアプリケーションのマーケティングプロモーションや配布に起因するすべての費用、申し立て、訴訟、要望を補償し、ライセンサーを保護するものとします。

### 4. ライセンサーの責任の限定

4.1 ライセンサーはアプリケーションの品質について一切の責任を負わないものとし、責任はすべてライセンシーが負うものとします。

4.2 ソフトウェアを評価し、ライセンシーが適切と判断する使用方法に限定してソフトウェアを使用することはライセンシーの責任において行うものとし、ライセンサーはアプリケーションの作成におけるソフトウェアの効率性について一切の責任を負わないものとします。

### 5. 契約の終了

5.1 ライセンシーはランタイムを含むアプリケーションの配布を中止することによって、いつでも本契約を終了することができます。

5.2 ライセンサーは、ライセンシーが本契約の条項の履行を著しく怠り、ライセンサーがライセンシーにかかる不履行の通知を行ってから 30 日以内にライセンシーが不履行 (改善可能であるか否かを問わず) を改善しない場合、本契約を解除することができます。

### 6. 全般

1. 本契約でライセンシーに許諾されるライセンスはライセンシー個人に許諾されるものであり、ライセンシーはライセンサーの事前の書面による同意なく、本契約 (または本契約で許諾される権利) を第三者に譲渡したり、サブライセンスしてはなりません。

2. 本契約にはフランス国法が適用され、本契約の当事者はフランス国内の裁判所の専属管轄権に従うものとします。